

# 学校感染症による出席停止の連絡票

(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く)

年 月 日

( 小 ・ 中 ・ 高 )

氏名 \_\_\_\_\_

保護者様

山梨県立ふじざくら支援学校長

風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎等の感染症は、学校保健安全法により出席停止扱いとなります。医師の許可が出るまでは登校を控え、登校する際には医療機関で以下の「登校許可証」に記入していただき、学校に提出をお願いいたします。

※ 出席停止期間については裏面の「学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準」を参考にしてください。

※ インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）に罹患した場合は「インフルエンザによる出席停止報告書」、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」の提出をお願いします。

## 登校許可証

学校長様

診断名： \_\_\_\_\_

出席停止期間： \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日

疾病が治癒し、他への感染のおそれなくなったので、登校を許可します。

年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_

※ この連絡票は登校初日に必ず学校へ提出してください。

※ 御不明な点がございましたら養護教諭へお問い合わせください。

## 学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

	感染症の疾病名等	出席停止の期間
第2種	<b>インフルエンザ</b> (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児においては3日)を経過するまで。(インフルエンザに罹患した場合は「インフルエンザによる出席停止報告書」の提出になります。)
	<b>百日咳</b>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<b>麻疹</b>	解熱した後3日を経過するまで
	<b>流行性耳下腺炎</b> (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	<b>風疹</b>	発疹が消失するまで
	<b>水痘</b>	すべての発疹がかさぶたになるまで
	<b>咽頭結膜熱</b>	主要症状(発熱・咽頭炎・結膜炎など)が消退した後2日を経過するまで。
	<b>新型コロナウイルス感染症</b>	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態のことです。(新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」の提出になります。)
	<b>結核</b>  <b>髄膜菌性髄膜炎</b>	病状により学校医等において感染の恐れがないと認められる日まで
第3種	<b>腸管出血性大腸菌感染症</b> <b>流行性角結膜炎</b> <b>急性出血性結膜炎</b>  など  <b>その他</b> (感染する恐れがあるものは、学校医の意見を聞き、学校長の判断で出席停止となる場合があります。) ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) ・帯状疱疹  など	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで。

\*第1種は除いています